

返戻金制度

3. 採用された人材が入社後3ヶ月以内に本人の理由で解雇されたり、自己都合で退職した場合、SMC キャリア株式会社（以下「乙方」といいます。）は以下の規定に従って求人者（以下「甲方」といいます。）に人材紹介サービス料を返還するものとします。返還の期日は採用された人材の退職月の翌月末までとし、乙方指定の金融機関口座へ振込により返金するものとします。振込手数料は乙方が負担します。

- 採用された人材が入社後1ヶ月未満で退職した場合、乙方は甲方に対し採用された人材の人材紹介サービス料の70%を返還します。
- 採用された人材が入社後1ヶ月以上2ヶ月未満で退職した場合、乙方は甲方に対し採用された人材の紹介サービス料の40%を返還します。
- 採用された人材が入社後2ヶ月以上3ヶ月未満で退職した場合、乙方は甲方に対し採用された人材の紹介サービス料の10%を返還します。